

令和2年11月19日会議概要

第1 日時

令和2年11月19日（木）午前9時から午前11時45分までの間

第2 出席者

平林委員長、渡部委員、長谷委員、森委員、森田委員

警察本部長、総務部長、警務部長、生活安全部長、地域部長、刑事部長、交通部長（IP電話で参加）、警備部長、京都市警察部長、情報通信部長、鉄道警察隊長等

《書記 公安委員会補佐室長、公安委員会補佐室室長補佐》

第3 議事の概要

1 委員報告

交通機動隊訓練視察（11月12日）

委員から、「先日、交通機動隊白バイ隊員等の訓練を拝見させてもらった。技術的に非常にすばらしいもので感動した。我々が現場に視察に行くことで、隊員の皆さんも、準備や訓練をしなくてはならず、いろいろと刺激になったと思うが、我々も非常に良い刺激となった。公安委員会として、現場の方々の苦労や見えないところでの苦労を知ることが大事であると切に思った。今後も、引き続き、こういった視察を続けて行かなければならないと改めて感じた。」旨の発言があった。

2 警察本部報告

(1) 「京都平安策2021」（案）の策定について

警務部長から、前回の定例会議における委員からの意見を踏まえた「京都平安策2021」（案）の修正案についての説明があり、委員全員の承認が得られた。

本部長から、「来年は、ただ今御承認いただいた『京都平安策2021』（案）にのっとって、しっかりと活動してまいりたい。」旨の発言があった。

(2) 鉄道警察隊の活動の現況について

地域部長から、コロナ禍における鉄道警察隊の活動状況として、防犯グッズ『鉄警防犯シール』の考案・作製や、鉄道事業者との連携、事件検挙、レディース相談受理状況等について報告があり、その後、同席していた鉄道警察隊長から、具体的な活動事例等の説明があった。

委員から、「レディース相談は、端的にいえば、どういうものか。」旨の質問があり、鉄道警察隊長から、「主に女性からの痴漢や盗撮の被害に関する相談・要望に対して、鉄道警察隊の女性警察官が、被害防止対策や同行警乗の説明、被疑者検挙に向けた必要な説明等をすることによって、再被害防止と被害拡大防止を図るなど、被害女性等が相談しやすい環境を整えた相談窓口である。」旨、地域部長から、「専用窓口は京都駅にあり、女性の隊員が相談を受ける体制をとっている。また、専用の電話番号があり、広報パンフレットなどには、電話番号を掲載して周知している。」旨の回答があった。

また、同委員から、「鉄道警察隊で考案・作製された『鉄警防犯シール』を拝見させてもらったが、次回作成する際は、是非、今説明のあったレディース相談の電話番号も掲載し

て広報願いたい。」旨の発言があった。

(3) 令和2年10月末における特殊詐欺情勢について（暫定値）

刑事部長から、令和2年10月末現在の特殊詐欺等の被害状況や検挙状況、抑止対策の主な取組事例、水際阻止事例、騙され易さの研究を活用した予防活動等について報告があった。

委員から、「報告のあった研究結果によると、『詐欺に遭わない自信がある』と回答した人ほど騙され易いとのことであり、これは危険であると感じた。今後も、このような研究も活用し、特殊詐欺被害防止に力を入れてもらいたい。」旨の発言があった。

(4) 犯罪収益移転危険度調査について

刑事部長から、銀行以外の資金移動業者が、マネーロンダリング（資金洗浄）に電子マネー決済サービス等を使用した疑いがあるとして、国へ届け出た取引が急増しているとの新聞記事が掲載されていたことを受け、この記事について、説明があった。

委員から、「疑わしい取引の届出は、定期的に届け出るようになってきているのか。」旨の質問があり、刑事部長から、「各事業者が疑わしいと認めた都度、届け出るようお願いしている。」旨の回答があった。

(5) 道路交通法の一部改正に伴う関係規則等の整備

交通部長から、令和2年6月10日に公布された、道路交通法の一部改正のうち12月1日施行の普通自転車の定義に係る規定等の改正に伴い、公安委員会規則等を整備することについて説明があり、審議の上、了承された。

委員から、「二輪、三輪と同じ扱いになる四輪車の大きさ、構造に関する基準は、実質的に二輪車、三輪車と形として変わらないものというような基準となるのか。」旨の質問があり、交通部長から、「大きさの基準としては長さが190cm、幅60cmを超えないこと。構造として、側車を付していないこと、運転席以外は乗車装置を備えていないことなどの基準があり、その基準に当てはまる四輪車については、今回の規定で、普通自転車と見なすということである。」旨の回答があった。

委員から、「四輪車を自転車と定義する理由は何か。」旨の質問があり、交通部長から、「高齢者の方が、このような安定した四輪自転車を好まれて、多く普及されていることと、事業者も四輪のリヤカーを使って荷物を配達している実態に応えるものである。」旨の回答があった。

(6) JR東海京都駅におけるテロ対策共同訓練の結果について

警備部長から、令和2年11月13日、来夏に予定された2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を見据え、鉄道施設におけるテロ発生時の初動対応能力の向上を図るため、JR東海京都駅構内において、警察、JR東海及び消防によるテロ対策共同訓練を実施した結果について報告があった。

(7) 治安協定に基づく京都市交通局との連携状況について

市警察部長から、平成26年に締結した「世界一安心安全・おもてなしのまち京都市民ぐるみ推進運動」の治安協定に基づき、当府警察は、京都市交通局と連携し、盗撮防止啓発ポスターの掲示や、市バス車内での特殊詐欺被害防止啓発アナウンス等の効果的な広報活動を推進していることについて報告があった。

(8) 監察案件

首席監察官から、監察事案について報告があった。

(9) 追加報告

職員の新型コロナウイルス感染について

警務部長から、交通捜査課の50代の男性警部2人が新型コロナウイルスに感染したことや今後の感染防止措置等に関して報告があった。

(10) 本部長総括報告

近畿管内本部長会議の結果について

本部長から、「今回の会議では、コロナ禍における警察活動が大きな柱としてあり、1つは、警察が業務や行事などを再開することで、高リスクの方たちを感染させるようなことは、許されない。他方で、感染予防の名の下に、必要なことを止めておくのにも限界があるので各府県の状況に応じて、バランスのとれた対応をするということ。2つは、感染防止対策の影響で、留置場の収容状況が全国的に厳しくなっているが、よく実情を把握するということ。3つは、警察運営の合理化に伴って検討した、交番の削減計画に無理がある県があったので、しっかりと目を通して貫きたいということ。4つは、手続きのオンライン化に関し、警察庁において共通基盤を開発中であるが、各県でシステム整備を行う際には、この共通基盤構想との整合性がとれるように留意されたい。というものであった。」旨の報告があった。

3 個別報告

(1) 「京都平安策2021」（通達）における公安委員会の表記について

本部長から「京都平安策2021」（通達）における公安委員会の表記について報告があり、審議された。

(2) 令和2年秋の人事異動について

警務部長から、令和2年秋の人事異動について報告があった。

(3) 当面の行事予定等について

公安委員会補佐室長から、次回の公安委員会定例会議及び出席予定行事等について報告があった。

4 決裁

(1) 京都府公安委員会に対する審査請求の裁決について

監察官室担当補佐から、運転免許の停止処分を受けた者（1件1人）から、原処分を不服として、審査請求がなされたことに伴い、審査請求の趣旨、理由、原処分の内容等について説明があり、審議の上、審査請求の却下を裁決した。

(2) 公安委員会宛て苦情等申出について（受理2件）

公安委員会補佐室室長補佐から、公安委員会宛ての苦情等申出に関して、受理2件の報告があり、処理方針を決定した。

5 聴聞

運転免許関係行政処分について

交通部聴聞官から、道路交通法の規定に基づく運転免許の行政処分に係る聴聞、意見聴取の結果について説明があり、審議の上、18件の行政処分を決定した。